

平成十九年六月七日提出  
質問第三六七号

岩国基地の沖合移設事業に係る「埋立地の利用計画の変更」  
「埋立地の用途又は設計の概要の  
変更」等に関する質問主意書

提出者 平岡秀夫

岩国基地の沖合移設事業に係る「埋立地の利用計画の変更」「埋立地の用途又は設計の概要の変更」等に関する質問主意書

岩国基地の沖合移設事業に係る「埋立地の利用計画の変更」「埋立地の用途又は設計の概要の変更」等に関して、次の通り質問する。

1 厚木基地の空母艦載機の岩国基地移駐や岩国飛行場の軍民共用の話が出たことよって、岩国基地の沖合移設事業は、「埋立地の利用計画の変更」および「埋立地の用途又は設計の概要の変更」があり、その為、公有水面埋立法に基づく「埋立地の利用計画の変更の承認に係る申請」および、同法の規定による山口県知事の承認に付された「留意事項」に基づく「埋立地の用途又は設計の概要の変更の申請」が必要であると思慮するが、防衛省（防衛施設庁）は、これらの申請を山口県又は国土交通省に対して行ったのか。行ったとすれば、いつ行ったのか。なお、平成十九年五月十五日の衆議院安全保障委員会における、私の質問に対して、防衛施設庁長官北原政府参考人は、「岩国飛行場の再編に絡みます施設整備につきまのマスタープランができ上がりましたところで、山口県初め関係機関等に対しまして内容を十分御説明いたしましたして、適切に対処してまいりたい。」という答弁を行っているが、防衛施設庁からは五月十七

日十五時に、空母艦載機の岩国飛行場移駐等に関する包括的なマスタープランの概要について、地元自治体に対して説明しており、申請の条件は整っていると思慮するがどうか。

2 申請を行っていないとすれば、申請を行う予定はあるのか。もし、あるのであれば、いつ行われるのか。もし行う予定がないのであれば、何故行わないのか。

右質問する。